

令和4年度第6回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

- 1 日 時 令和4年9月30日（金）午後6時から午後7時20分
- 2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 小金井市個人情報保護条例（案）について
- (2) 小金井市個人情報保護条例改正に対するパブリックコメントについて
- (3) その他
 - ア 今後の審議の進め方について
 - イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

・仮野 忠男

【委 員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・篠宮 輝 ・立川 明 ・寺島 功

・中澤 武久 ・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司 ・松行 彬子

・白石 孝

【市 側】

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

<議会事務局>

小林議会事務局次長

吉田議会事務局庶務調査係長

【傍聴者】

1名

【仮野会長】

ちょうど6時になりました。それでは、ただいまから令和4年度第6回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

立川さんは来られていますか。

【総務課情報公関係長】

特に連絡が来ていません。

【仮野会長】

そうですか。定数は。

【総務課長】

定数は満たしております。

【仮野会長】

それでは、開会いたします。まず、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく諮問をお願いします。市長さんか、議長さんか。

【総務部長】

本日、市長は公務で欠席させていただいておりますので、私のほうから。

【仮野会長】

はい。分かりました。お願いします。

【総務部長】

令和4年度諮問第10号、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1号の規定に基づき、次の事項について意見を求めます。

1、諮問事項。小金井市個人情報保護条例の改正について。

2、諮問理由。個人情報保護に関する法律（平成15年度法律第57号）が、令和3年5月19日、改正されたことに伴い、小金井市個人情報保護条例を改正する必要があるが、本件については、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため。

3、諮問内容。（1）小金井市個人情報保護条例（案）について。（2）小金井市個人情報保護条例改正に対するパブリックコメントについて。

どうぞよろしくお願いします。

【仮野会長】

ありがとうございました。

【総務課長】

それでは、部長は議会対応のため、すいません、ここで退席させていただきます

す。

【総務部長】

すいません。申し訳ありません。どうぞよろしく願いいたします。

【仮野会長】

議会を円満に収めていただいて。

【総務部長】

頑張ります。よろしく願いいたします。

【仮野会長】

はい。分かりました。審議に入りたいと思いますが、審議に入る前に、事前配付資料について事務局から説明を受けます。委員の皆様から意見や質問があれば、それに対する説明を事務局から受けたいと思います。そして、そのようなことを踏まえて、今回、パブリックコメントにかける条例案について審議し、パブリックコメントにかけたいと思います。そういう段取りです。よろしく願いします。

まず、では、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

はい。事務局より、事前に送付させていただいた資料11を基に内容を説明させていただきます。資料はお手元にありますでしょうか。

【仮野会長】

資料11は。

【総務課長】

はい。資料11です。

【仮野会長】

あ、これですか。1枚紙が上についていますね。

【総務課長】

では、始めます。事務局では、まず、前回9月2日までの審議会での委員の皆様様の意見を踏まえて条例案を作成いたしました。資料11です。条例の各条の基本的方向性について変更等はございませんが、一部文言等については整理し、訂正したものでございます。

それでは、各条文について説明させていただきます。

まず第1条、本条例の趣旨です。これまでの御意見を踏まえ、この条例は法律を施行するために定めるべき事項を定めること。また、本市の独自措置を定める部分を盛り込むことから、個人情報の取扱いにおける適正性及び透明性の確保のための措置について、定めることを加えました。

次に第2条です。こちらは法的には明記することは不要なのですが、本市の情報公開条例では実施機関として議会と土地開発公社が含まれることから、そちらとの違いを明確化するという意味合いで、当初つけていなかった、市の機関の定義を第1項に加えました。第2項については、今までお示ししてきたものと同じ内容となっております。

続きまして、第3条、個人情報取扱登録簿の作成及び公表について説明させていただきます。小金井市では現在、個人情報の登録が定型化、簿冊化するものを対象としていて、法で定める個人情報ファイルに近い定義であることから、個人情報ファイル簿の定義を準用し、それを1,000人未満の個人情報にも当てはまるように文言等を整理しました。つまり、現在の運用により近くなるような表現であると事務局では考えております。現在の条例と同じように、本人の数、人数ですね、これにかかわらず検索可能なように保有している個人情報については、法に基づく個人情報ファイル簿も条例に基づく個人情報取扱登録簿も閲覧に供するように決めました。

なお、閲覧の方法について規則で定めるとした理由は、デジタル化等、個人情報の利活用を踏まえ、その時点で、市民からも職員の運用面からも最適な方法ができるよう、柔軟に対応できるようにという考えからです。

第4条の開示請求に係る手数料、第5条の開示決定等の期限、開示決定等の期限の特例につきましては、以前お示ししたとおりです。

第7条、訂正決定等の期限、及び第8条、利用停止決定等の期限につきましては、以前お示ししたものにつきましては、請求を受けた日から起算して、休日を除く7日としておりましたが、訂正や利用停止につきましては、過去の実績を調べたところ、その申請が妥当かを検査するために、開示請求に比べると時間を要することから、請求を受けた日から20日で休日を含む形とし、延長につきましては法の規定と同じ30日にしております。

次に、第9条、審議会への諮問等につきましては、以前お示ししたとおりです。

第10条、運用状況につきましては、議会と市民に対して報告を義務づけることを明記し、その方法につきましては規則で定めるようにしました。

第11条の委任につきましては、規則において様式や手続の細則を定める予定です。施行日につきましては、附則に記載のとおり、令和5年4月1日でございます。

これらのことをパブリックコメントで市民に分かりやすいよう、ホームページなどに今回の条例改正の説明資料として、4ページ以降の資料を添付する予定です。

ございます。

まず1で、現在ある個人情報保護条例の制定の経緯と今回の法改正に伴う条例改正の背景を説明しています。

2については、審議会で議論していただいた条例改正の方向性、デジタル社会に即した個人情報の活用の有効性を認めつつも、小金井市の個人情報の基本理念を継承し、審議会で重要な事項は諮問等をしていくことを説明しております。

3では、先ほどの各条文の説明を簡潔に記載しています。

4では、今回条例で定めない事項。

5では、その他の補足事項を記載しております。

今後の流れになりますが、今回お示しした資料11を基本にパブリックコメントにかけていく予定です。できれば10月中旬頃からパブリックコメントを開始したいと考えておりますので、今回の内容について御承認いただいて、軽微な訂正等であれば事務局で訂正、それを各委員に送付し、承認を得たものをパブリックコメントにかけたいと考えております。

パブリックコメントの期間は公開の日から約1か月を予定しています。

対象につきましては、市内在住、在勤、在学の方、市内にある法人、その他、この条例改正に利害関係のある方。例えば、小金井市が個人情報を保有している可能性がある市外の方などを想定しております。パブリックコメントの意見募集期間が終了しましたら、市民の意見とともに、議会に提出する前の条例案として本審議会にて協議したいと考えております。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

多様な内容に関わるものですが、それでは、皆様方の御意見、御質問をお受けいたします。どういうふうにしましょうか。条文に沿っていきますか。それとも。

【総務課長】

条文だと分かりやすい。

【仮野会長】

そうですね。どうぞ、白石さん。

【白石委員】

白石です。第2条の市の機関の位置づけをしていますが、この間の経過の中で議会は別に定めるとなっていますが、これは議会マターだから事務局に答えていただくのも変なんですけど、議会のほうの制定の見通しというか、状況は大体どういうふうになっておりますでしょうか。

【議会事務局次長】

議会のほうは法律に基づいた条例案というのが一応全国市議会議長会から例として来ています。それは法律ですので、法律そのもののかなり厚いものなのですけども、その中に市の締め切りの期日とか、そういったものの整合性を合わせる必要があると考え、出席させていただいています。

実際、事務局のほうの作業としては、まだ全国市議会議長会から来たものが来ているだけでございまして、まず全然手がついていない状況でございまして、こちらが一定の方向性を見て、それを基に整合性を合わせて策定していこうかと考えているので、制定される時期は恐らく少し後になるのかなと。今年度中の制定は当然目指すわけですが、定例会に諮るのは1定例会ぐらいずれるのかなと今のところはちょっと予想しているところでございます。よろしいでしょうか。

【白石委員】

議会発議ですから、そうすると、感じとしてはあれですか。例えば、市議会が総務委員会か何かでその原案をつくって、あるいは事務局のほうから、議会から委嘱されて原案を出すのか。大体どんな感じなんですかね。

【議会事務局次長】

今までのやり方とすると、基本的に事務局のほうで案をつくって、基本は議員の提案ですので、審議は内部の会派代表者会議の中で各会派の意見で詰めていって、議員提案ということで議会に出すということで、議員から出しているものなので、基本的には議会の平場での質疑というのは恐らくない形で、手続だけになるかなと思いますけど、協議は会派代表者会議でやるのかなと、そのところは考えています。

【白石委員】

分かりました。

【仮野会長】

議会が正式に決定するのはいつ頃になるんですかね。

【議会事務局次長】

今のところは、今年度中ですので、最低でも第1回定例会には、来年の令和5年第1回定例会には出さないと。

【仮野会長】

第1回定例会は何月。

【総務課長】

3月です。

【仮野会長】

なるほど。

【議会事務局次長】

なくてもいいという話もあるのですが、ただ、本市の場合、恐らくそういう話にはならないと思うので、そう考えると、年度内に。

【仮野会長】

議会が持つことはない、なくてもいいというのはどういう意味ですか。

【議会事務局次長】

なくても、ないという選択肢もあるわけですね。法律が外れていますので、法律で定められていないために独自の条例をつくらなきゃいけないということなので、多分そういう議会はないと思いますけども、条例が必ず設置しなくてはいけないということで、ないという選択肢も一応あるということは、議長会などの解説書にも一応書かれているところがございます。多分そういう方向性にはならないと思います、本市の場合は。

【仮野会長】

いいんじゃないでしょうか。議会独自にやる、そこはね。はい。

【橋本委員】

ちょっとよろしいですか。

【仮野会長】

はい。はい、どうぞ。橋本さん。

【橋本委員】

資料の情報の取扱いについては別途規則で定める予定だと、予定だとあるのですけれども、これは今までの議論の中では、例えば、練馬区のいろんな細かい規則とかありましたよね。ああいうものを、この施行は来年の令和5年4月1日施行なので、それまでに整えるという、そういうことなのですね。

【総務課長】

はい。そのようなことです。今の部分はページが、5ページの真ん中の解説というところに書いてあります。

【橋本委員】

そうですね。今、そこを読んだのです。それはここでやるのですか。

【総務課長】

できればお見せしたいというふうに思っております。ただ、時期は、条例より、これをまずパブリックコメントかけた後に、またその部分は独立して見ていただ

きたいと思います。

【橋本委員】

はい。

【白石委員】

今の関連ですけど、5ページの解説のところで具体的に死者の情報についてという、これ一番大きな課題で、多分かなり自治体によって想定しているものがまだばらばらなような気がしているんですよね。それで、なかなか難しい問題だと思うんですよ。それで、何て言いますかね、こういうことで関わりがあるんだというようなことも出てくると思うんですけど、どちらにしても、来年3月中までに一定のものは定めるけど、必要があればそれで随時、数を修正していくという、そういう考え方ですかね。

【総務課長】

はい。まだ制度始まりですので、使いづらいとか不具合があれば修正していく必要があると思います。

【井口委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【井口委員】

今のところなのですけれど、解説の下から2行で死者の情報については明確に個人情報から除外されている。それでもいいのかなと、私もよく分からないのですが、この新法において個人情報保護の対象からは除外しているのですけれど、死者の情報が個人情報ではないというふうに言い切っているようにも読めるのですね。そこが、死者の情報は個人情報ではないですと言い切っているのかどうかというのが、確かに保護の対象からは除外しますが、そこがちょっと必ずしも私もよく理解していない。

【総務課長】

確かにおっしゃるとおり、個人情報保護法では対象としていないというだけなので、個人情報ではないというふうには言い切れないところなのですが、ここの書き方はちょっと修正をさせていただきます。誤解のないように。

【井口委員】

必ずしも死者の情報が個人情報かどうかというところまでは結論が出てないような気がするのです。だから、ちょっとそこは修正いただければと思います。

【総務課長】

はい。

【篠宮委員】

今のところは、結論は法律上得ている、でいいのですよね、まず。

【総務課長】

はい。法律上は定義がされています。

【篠宮委員】

それで、条例上も法律に従うのですよね。

【総務課長】

はい。そうです。

【篠宮委員】

日本でいう法律の保護対象にはならないと。

【総務課長】

にはならない。

【篠宮委員】

それで、小金井市としては、法律の外で保護しますという宣言をするということですか。

【総務課長】

取扱いについて規則などで定めますという考え方です。

【篠宮委員】

その規則というのは法律ではないので、仮に、生存する方の権利を守るためであつたら、何でしょう、保護対象ではないので、開示される、ないしは利用されるというふうな整理になるということですかね。

【総務課長】

他市の例などでは関係者に限って開示するというつくり方をしております。

【篠宮委員】

関係者の多分定義が難しい。

【総務課長】

そうなのです。そこが難しい。

【篠宮委員】

親権者なのかどうかというのがまた問題になって、要は権利が発生している人ですよね、多分。

【総務課長】

はい、そうです。

【篠宮委員】

法律上は何か別の所有権だったりとか何とか権というのが発生して、その個人の方の情報が分からないと、その権利行使ができない方に限定してというので運用されるということですね。で、それは特段ルールはないけれども、小金井市としてはやっていきたいということですね。

【総務課長】

はい。特に今、介護保険、それから国民健康保険の関係、特に後期高齢者医療の制度などでは、保険料を先に払っているものを還付するとか、それから、保険金を支払うときに認知度の度合いがどうであるとか、現状でもそのような開示請求というのがされておりまして、ちゃんとした定めが、現行は何となく定めてあったのですけれども、定めがなかったものですから、規則などで今後定めていきたいというふうに考えております。

【仮野会長】

1点質問ですけど、開示請求を受けてから請求するまでの間を決定する期限を7日とかと言ってきたりしてみせると言っているが、これは基本的にはできるだけ早く開示しようという意図があったのだろうけど、先ほど課長さんは時間を要する可能性があるということを言われたけど、その期間はどうしても必要ということですか。

【総務課長】

はい。3種類ありまして、開示してほしいという請求と、訂正してほしい、私の情報を訂正してほしい。それからもう一つが、利用の停止をしてほしいという3種類あるのですけれども、開示してほしいというのは、今までの条例でも7日間でやってきて、今後も7日間でやっとうと何とかできた。はい、できております。法律では30日なのですが、7日でやろうと。

【仮野会長】

これを7日でやる。

【総務課長】

はい。で、訂正をしてくださいというのと、それから利用停止というのは、本当にそれでいいのかどうか、ちょっと調査に時間がかかる。今までの条例では20日。土日を含めて20日にしていたのですね。はい。

でも、この前出した案では7日で作って見たんですけれども、今までの履歴を見てみると、やっぱり7日というのは難しいだろうということで、おおよそ今

までどおりで20日でやらせていただきたいというのが今回の成案です。

【仮野会長】

ああ、そうか。開示してほしい、訂正してほしい、それと何だっけ。

【総務課長】

利用を停止してほしい。

【仮野会長】

中止してほしい。

【総務課長】

中止してください。はい。

【仮野会長】

この3つがあって、なるほど。

【総務課長】

開示は比較的簡単です。

【仮野会長】

ああ、それはそうだな。

【総務課長】

はい。いいのですけども、ちょっと訂正と利用停止というのは検討を加える必要がありますので。

【仮野会長】

なるほど。

【総務課情報公関係長】

訂正の過去の事例だと、職員が訂正して間違っていたという単純なやつだと、訂正の請求をする前に、あ、そうですねってすぐ直してしまうのですけども、この請求が出るときはどういうときかという、過去の事例だと、例えば生活保護を受けている人がいて、事実婚の人がいて、小金井市のほうはこれ事実婚だから停止しようって言ったのですけども、請求者のほうは、いや、事実婚じゃなくて、ただ単にお付き合いして、たまに行ってるだけだというような言い分があって、そうすると実態を調査しなければならないということがあるので、その人が小金井市ではなくて、ほかの市だったりすると、そこまで行って実際調べたりするよなということ、訂正の請求が出るときというのは相当慎重に内容を見ないといけないので、逆に期間を短くしてきちんと審査しないと、適切な判断ができないというふうに考えまして、今回、訂正させていただきました。

【仮野会長】

なるほどね。分かりました。これはやむを得ないですね。どうでしょう。ほかにも御意見、御質問あれば、どうぞ。

【白石委員】

条文の後半のほうでも構わないですか。

【仮野会長】

もちろんいいですよ。

【白石委員】

それじゃ、第9条、3ページ、第9条の審議会の諮問等のところなのですが、もおおむね了解なのですが、もう少し、今現状の審議会から新審議会になって、それで諮問とか報告だとか、その辺の具体的な棲み分けといいますか、その辺もう少し整理して、お答え、説明していただけますか。

【総務課長】

はい。現在の資料の8ページの一番上に条例案、審議会というところがあります。で、9条の説明を加えております。ここの説明の2段落目のところに「現行条例では」というところがありますけれども、個人情報の目的外利用、外部提供、情報処理システムでの個人情報の処理、オンラインでの個人情報の処理、個人情報を含む委託業務については、現状では個別に事前の諮問をしております。これが必要ですが、新条例ではこれらの諮問はなくなります。というのは、これは新法においては、このようなことはしないでくださいということになっておりますので、この部分については今後の審議会では諮問は行わないことにします。

そこに続きにありますけれども、代わりに契約の約款ですとか、安全管理の方法の諮問や個人情報を取り扱う事務に関する報告、例えば、これは漏えい事件などですけれども、そういったものによって、従前からの個人情報保護のための措置の水準の維持を図りたい。そのような案でございます。

【白石委員】

それで、諮問の場合は専門的な知見だとか等ということになりますよね。具体的な絵柄としては、先ほど諮問されましたよね。市長から諮問されましたけど、どういようにその案件はここで審議をするんですか。

【総務課長】

例えば、来年度に向けて小金井市が結ぶ契約の個人情報に関する約束の部分はこのようなものを予定しておりますが、来年度はこのように変更したいと思っておりますが、御意見くださいとか、このような事故がありました、御意見くださいとか、そういったものに変化していくというふうなイメージを持っております。

【白石委員】

いや、それで、ちょっと頭がその辺ぼやけていて、理解がしにくいんですけど、審議会の委員が、学識経験者もいるし、市民公募の方もいるし、各市内の業界を代表する方もいらっしゃるし、そういう混在をしている場合にはどういうふうな、実際混在しているわけだけど。

【総務課長】

今のところ大きく変えるというふうなイメージとか、人数を5人にするとか、そういったイメージは持っておりませんで、様々な背景のある方から御意見をいただければというイメージであります。要するに今と同じような。

【白石委員】

ほぼほぼ変わらないというイメージでいいんですか。

【総務課長】

はい。ただ、市民公募が今、何も、条件が18歳以上の市民として公募しているのですけれども、法律では専門的な知見を得ることは構わないというふうにされてしまっていますので、ある程度の職業経験ですとか、そういった方を公募するようにしていくしかないかなというふうに。

【白石委員】

そっちのほうで、入り口のところでいままでと少し変わる。

【総務課長】

はい。特定の経験を5年以上積んでいる方とか、そういったところで市民目線と見識とを兼ね備えた方を公募しようかとか、そういうふうなイメージであります。

【松行委員】

質問。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

どうぞ。

【松行委員】

今のこの第9条なのですけども、今までは個別の諮問があつて、それに委員たちが応えると。ところが、その代わりに契約約款とか、こういう契約とか、それ

から安全管理の、これ非常に専門的になってきますよね。それから、あと、個人情報を取り扱う事務に関する報告とか、そうしますと、今までのように、ただ単に自分の知っている専門的知識の一部を公開するだけではなくて、より専門性を強くしなければ、これはなかなか解決できないのではないのですか。契約約款といっても、その約款を持ってこないと駄目ですよ。ですから、そうすると、これはどのポイントから解決すればいいかという、そこは誰が判断するのですか。

【総務課長】

その事務を運用するのは市の職員ですので、それについてどのようなルールでやっているかというところを委員の皆様の見識を生かしていただいて、御意見をいただければいいと思います。自分たちだけで考えると、また甘いものになっていたりするといけませんので、より広い目で見えていただくというのが、市民の御意見をいただくということになるのだろうというふうに考えております。

【松行委員】

ただ、これ見ると、今までのように、ここに出席している委員の専門性だけではこれは解決できないのではないですかね。もう少しこれ専門性を深く突っ込んでやらないと、そうしないと、今までのようにただ諮問に答える、ただそれだけではなくて、もっと深い専門性というのはこれは要求しているのではないのですか。

【総務課長】

契約ですとか安全管理の方法では、一定、市の職員でも専門的にやっている職員がつくっております。ただ、その中には、個人情報の取扱いに関しては、代表者を決めてください、その方は誓約書を出してください、市はたまに個人情報の取扱いの仕方を見に行きますよとか、様々なそういった、契約約款って書いてありますけど、契約の中に盛り込む個人情報の取扱いに関する記述の部分とか、そういったものがありますので、そういう部分について御意見をいただければいいのかなと。

あと、監査を、安全管理に関しても外部監査を受けることとか、様々なそのように、いろいろ自分たちでは安全のための、あるいは情報が漏えいしないための方策というのはやってはいるのですけれども、外から見てどうなのかというのを見ていただけるのがいいのではないかというふうに考えております。

あと、それから1点、あんまり基準があってないようなもので、情報が漏えいしたときの基準とか、そういったものも今まであまりちゃんとしたものを持っていなかったということもありまして、そういったところについて例えば御意見を

いただくとか、今までできていなかったようなところについて、審議会での御意見をいただくような場にしていきたいというふうに思っております。

【仮野会長】

例えば、契約の専門家だけで議論したら、非常に間違えたり行き詰まったりしてしまうことがあるのだけど、我々はそれから離れたところからもう1回見るといふところに意味があるのではないでしょうかね。

【白石委員】

関連で、個人情報保護委員会のQ&Aの中で、9の7の1の4というところに、今、私が質問した関連のQ&Aが入っているんです。ちょっと短いから読みますと、審議会等の諮問について、諮問先の審議会等の構成員に専門的な知見を有する学識経験者等だけでなく、公募で選ばれた住民代表も含めてよいかと。で、監査のほうは、諮問事項についても専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められませんと。

ただ、一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員等の住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられませんという、ここの解釈でいいということですね。

【総務課長】

はい。そのように審議会をしていきたいと思えます。

【仮野会長】

どうぞ。

【井口委員】

この関連なのですけれど、確かに目的外利用とか外部提供あるいは情報システム関係、これは法律マターだとは思いますが、個別に審議会に諮問するということはしないというのは分かるのですけれども、一方で、こういう目的外利用と外部提供については、一番個人情報上の問題が生じやすいところで、そこについて行政が果たして適正に運用しているのかどうかという部分についてのチェックというか、第三者委員会的な考え方、そういうものがなくていいのかなという気がしているのですね。

ですから、事後的にでも、これこれこういうことについて多少問題があったのだけど、どうだろうかとか、そういう報告なり議論があってもいいような気がし

ます。全く外部提供だの目的外利用は一切関与しないということじゃなくて、事前には確かに必要ないと思うのですが、事後的に、ちょっと問題があったり、あるいはクレームが入ったり、そういうことについてはこの審議会で議論してもいいのではないかなというふうに思います。

【総務課長】

この前議論いたしました第10条のところなのですが、個人情報保護制度の運用状況について、現在でも議会に報告をして、市民に公表をしています。それは結構細かい事柄まで記載している、何件ぐらい目的外利用で出していますとか、小金井の個人情報ファイルどのぐらいあります、目的外利用したものはどうい理由のものであったというようなものを議会に報告して行って、同じものをこの審議会にも出しているんですね。

ですので、その報告の在り方というのは同じようにしようというのが第10条の案ですので、議会のタイミングと同様、ほぼ同時ぐらいに審議会への報告ができるというふうに考えております。

前の年のものになりますけれども。

【井口委員】

数値的なもの、統計的なものよりも、やはり個別の内容が知りたいですね。

【総務課長】

はい。内容も結構入って、目的外利用は何のために何を出したか。外部提供は何の法律に基づき、何の情報を何課が出したかとか、そういったものが出てくるような一覧表を毎年作っておりますので、それを出して報告をしていくようになります。また、今お話がありました事故などあったようなものも付して、そのように考えております。

【仮野会長】

どうぞ。

【本多委員】

今、現行の審議会が、年間4回。

【総務課長】

4回です。

【本多委員】

今後もこのぐらいの。

【総務課長】

今後は、今までなぜ4回かといいますと、議会が年に4回あって、大体いろん

な課が事業を始めたり、予算がついてからなのですよね。それで多分4回に合わせて、みんな事業を予算がついたものを進められるように4回にしていたというふうに思うのです。諮問が必要でしたので。でも、今後は2回ぐらいでもいいのかなとか、少し回数を減らしてもいいのかなという感じには思っていますが。

【本多委員】

ですから、回数が減ったとしても、3回とか2回になったとしても、その間に国のほうに報告していったというか、その案件をその都度、年間一遍に運用状況ですと言って報告するよりは、適宜に召集する、されたときまでの間に処理されたものを報告みたいな、されれば、いいかなと思いますけど。

【総務課長】

分かりました。ファイル簿と、それから1,000件未満でも市で名前を変えたりする、個人情報取扱登録簿というのを作りますので、それを随時、そこまでの間というのを報告するように運用すると、途中で意見がいただけるようになるということですね。

【仮野会長】

だろうね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

ほかに質問、御意見は。はい、どうぞ。

【橋本委員】

単純に感想なのですが、やはりこの審議会の諮問がなくなりますという部分ではなくて、代わりに報告になって、だけでも、従来の水準は維持を図りますと。それはそれで今の議論を聞いていれば分かるのですが、なくなって、報告に代えてしまうのだよという、そういうような、市民の方からすると、審議会の今までの、要するに今まで一生懸命審議して、諮問を受けて審議してやってきた、そういう水準が何となく低下しているのではないかなという印象を持つだろうなというふうに思いますね。だから、しょうがないのですけど。

【総務課長】

全くなくすよりかは、職員にとっては緊張感があるものにしていく必要があると思います。

【橋本委員】

いや、感想です。

【仮野会長】

まだありそうですね。出尽くしたとは言えないんだけど、これを基にパブリックコメントに。

【橋本委員】

ありがとうございます。

【白石委員】

この条例案には含まれていないけれども、解説のところで触れられている8ページと9ページの条例要配慮個人情報の扱いと、それから行政機関の匿名加工情報については、経過措置化は見送るよとかということで、先送りということですよ。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

私もそれが妥当だというふうには考えているんですけども、特に行政機関等匿名加工情報については、先行して都道府県と政令指定都市ですね、ここが入っていく。その状況をやっぱり勘案しながら、見ながらということになりますかね。結構この扱いが、センシティブなものがあったり、国のほうも、これまでの例を見ても、やっぱりかなり評価分かれるところがあるんですよ。だから、やっぱり慎重に見極めていっていただきたいなということがあります。

それで、このパブリックコメント解説の一番最初のところ、今の関連なんですけど、一番最初のところの4ページの1の個人情報保護制度改正の背景のこの解説文の中で、小金井市の姿勢をかなりきちっと出さされていたので、これは評価したいと思うんです。

やっぱり利活用が新たに加わって、個人情報保護と利活用の両輪でやるというふうに言いながらも、やはり個人情報を制度としては基本的には保護の水準、ここを維持していきますよというふうに私は理解をしたんですけども、その姿勢を引き続き堅持していただきたいなと。これは意見です。

【井口委員】

すいません、ちょっと細かいところなんですけど、6ページの個人情報の開示期限等の話なんですけれど、開示請求があった日から7日以内括弧、括弧となっていて、一般には分かりにくいですね。単純に7日という、1週間だろうとか、そう考えてしまいがちで、括弧を読めば分かるんですけどね。ちょっとそこが誤った認識をされる方もいるかなと。

民間企業なら7営業日以内とかという言い方はあるのですが、こういう場合に
どういう表現をしたらいいのか私もよく分からないのですが、もう少し、括弧、
括弧というのを入れない方法はないのかなという気がしました。

【総務課長】

正確さと分かりやすさというのはなかなか両立しないことが多く。条例の名前
をつけると、平成元年条例第何号と、こういう条例のIDが必要で、括弧は1回
入っちゃうのですね。これが非常に分かりづらいという。

【井口委員】

7営業日という言い方をこういう行政ではどう言うのですか。

【総務課長】

開庁日。そうですね。7開庁日。あんまり条例で開庁日は使わないかなと思っ
ているので。

【井口委員】

確かにじっくり読めば分かるのですけどね。何となく7日が出てくるなと思い
込む人も結構いるのではないかな。

【総務課長】

10日以内のようにしてみれば、大体7営業日。

【総務課情報公関係長】

一番大きい影響があるのは年末年始。

【総務課長】

年末年始は。はい。

【白石委員】

だから、本文本則としては、これやっぱり公用文だからしょうがないとしても、
ホームページだとか、あるいは広報紙のときには具体的な事例、例えば帯グラフ
とか使って、これとこれとこれ、月火水木とか、多分そういう工夫をしていただ
けるのかなと思うのですよね。だから、そこでできるだけ市民に分かりやすく
というのをカバーしていただければ、やむを得ないのかな。

【総務課情報公関係長】

今も現状このやり方でやっておりまして、受付するときに請求されてくる方に
対して、土日を除いたいわゆる7開庁日ですというふうな説明はしています。

【総務課長】

周知のときに気をつけたいと思います。

【橋本委員】

パブリックコメントを出して、実際にやって、反応はかなりあるのですか。

【総務課長】

政策によってまちまちで。保育所の廃園は565件という話が出ているのですが、けれども、他の条例なんかは意見がありませんでしたとか、そういうものもありました。関心によって。

【仮野会長】

この問題は難しいから、どうだろうな。

【総務課長】

そうですね。

【仮野会長】

コメントがない場合はどうする。

【総務課長】

ない場合は、原案についてもう一度確認していただくということになりますし、コメントがあった場合には、その意見を取り入れるか、どうしようかという検討をさせていただく会を一度持つ必要があります。

【仮野会長】

できるだけ反応があるように広報活動をしっかりやってください。

【総務課長】

はい。

【川井委員】

すいません。細かい話で、今日配られた募集要項の用語修正についてなのですが、1番目の真ん中辺で、提出方法というところがダブっていて、上のほうは閲覧方法とか何かでしようかね、きっと。

【総務課長】

提出方法は2つある。どちらかが提出場所。

【川井委員】

上が閲覧方法ではないかと思ったのですが。

【仮野会長】

あ、なるほど、なるほど。

【総務課長】

上の提出方法は。

【川井委員】

市民に公開するものなので、確認をしていただければ。

【総務課長】

はい。

【篠宮委員】

僕も同じペーパーで質問していいですか。対象の（３）なんですけど、個人情報保有している可能性がある又は、そうなんですけど、小金井市から受託している事業所とかは対象にしなくてもいいのですか。説明には利害関係のあるという話をされていたと思うのですけど。要は、条例が変わると、条例に従ってやれというふうに多分契約書に書かれている業務を受託している人たちは従わなければいけなくなってしまうとあっていて、意見を言うタイミングが１、２、３では読めない。市外から多分受託されている方だっという感じがします。どうなのだろうなという。外せばって話であれば外してもいいと思うのですけど。

あとちょっと、東京都の教育委員会とか、都で多分、小金井市の個人情報を扱うケースとかあるじゃないですか。そういう人たちとか、どうやって読むのだろうなって。

【総務課長】

４をつけ加える。

【篠宮委員】

国だと結構、業界団体が意見できるようにもしているじゃないですか、経団連とか。それを（２）だけでいいのかなというふうに。

【総務課長】

（２）を少し変えますか。

【篠宮委員】

小金井市の個人情報取扱いに関係するとか、分からないですけども、何かそれくらいの広さがあっても。

【総務課長】

はい。２番について、これはちょっと盛り込ませていただいて、確認をさせていただきます。

【篠宮委員】

今後、何かスマートシティとかデジタル田園都市みたいな話になったときに、多分市外からもいろいろ入ってきますよね。

【総務課長】

はい。承知いたしました。２番はちょっと変更いたします。

【篠宮委員】

いや、いつでもいいです。僕も判断できなかったのも、ただの質問です。

【総務課長】

市の個人情報扱っている方たちも広く取ったほうがよろしいかと思えます。

【仮野会長】

大体出尽くしたかな。

【白石委員】

パブコメは今やってるから、こっちの話でもいいのですよね。先ほど期間としては12月中旬から1か月というふうにおっしゃっていましたが、今日、実質10月、9月30日ですよね。それで、今から広報紙の手配だとかというか、内々されている、要するに枠を取っておかなきゃいけないとか、いろいろありますよね。具体的にちょっと腹案としては、10月何日からというふうに想定されているんですか。

【総務課長】

一応、でも、中旬以降からで、ホームページとか市の施設とかに置いてあれば、広報紙は少し後からになっても、1か月丸々前から載せられなくてもしょうがないかなと思っていますので。

【白石委員】

なるほど。取りあえずは総務課等の、あと市のホームページ、これからスタートしますよと。そこから1か月ということですね。

【総務課長】

はい。まだ庁内手続が、今日、この件が固まってから庁内手続を取って始めます。

【仮野会長】

中旬ぐらいから、どのぐらい時間をかけて。

【総務課長】

1か月かかります。

【仮野会長】

で、我々にはその結果はいつ頃。

【総務課長】

まとめてからお渡しします。11月に。

【仮野会長】

中旬以降かな。

【総務課長】

はい。1回、中旬以降に会議を持たせていただければと思いますので、パブリックコメントが始まりましたら、また日程調整をさせていただければと思います。

【仮野会長】

はい。分かりました。その間の10月13日は。

【総務課長】

定例的な。

【仮野会長】

定例的なほうの審議会があるわけですね。

【総務課長】

そうです。

【仮野会長】

はい。分かりました。

【白石委員】

それで、その先、第4回定例議会になると思うんですけど、小金井市議会は通常だと予定は、11月末とか12月初め、いつ頃か。

【総務課長】

12月の初め。

【議会事務局次長】

11月30日。

【総務課長】

11月30日に初日で始まります。

【白石委員】

じゃ、大体これには間に合うだろうということですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

大体意見尽きたような気がしますけれども、また追加があれば、また寄せていただきます。

それでは、この事務局案でパブリックコメントにかけるということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【仮野会長】

ありがとうございました。それでは、よろしくお願いします。

次回の日程ですが、10月13日木曜日午後6時から通常の。

【総務課長】

はい。通常の。

【仮野会長】

答申がございますので、予定を入れてください。

これもちまして本日の審議会全ての審議を終了させていただきます。

— 了 —